

# 鶴岡市飲食店等緊急支援金 申請の手引き

令和2年12月18日

## ～お知らせ～

本支援金につきましては、原則郵送での申請受付となります。支援金の早期受給希望の事業者様向けに、次のとおり臨時受付窓口を開設し、申請書の直接持参・対面提出に対応させていただきます。

**12月22日（火）**までに提出があったものは**12月28日（月）**に給付予定です（不備等がある場合を除く）。窓口にお越しの際は事前にご連絡いただくとともに、マスク着用や手指の消毒のほか、滞在時間を減らすために事前に書類を作成するなど、感染拡大防止にご協力ください。

### ＝ 臨 時 受 付 窓 口 ＝

申請受付場所：鶴岡市役所 5F 502号室（鶴岡市飲食店等緊急支援金給付事務室）

受付開始日時：令和2年12月21日（月）から

※原則、郵送での申請受付となります。上記窓口にて直接提出等にも対応いたします。

## I 支援金の概要

新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響による忘年会、新年会、会合等の自粛により、経済的に逼迫した状況にある市内の飲食店等を経営する事業者のうち、各事業者の事業の種類に応じ、事業者で組織する全国的な団体等が個別に定める新型コロナウィルス感染症拡大の防止に係るガイドラインによる対策を実施している事業者に対し、緊急的に支援金を給付することで、事業継続への一助としていただき、地域経済の維持を図ることを目的として本市独自に実施するものです。

**対象となる飲食店等1店舗につき支援金を20万円給付します。**

※例 市内に対象となる飲食店等を2店舗経営している場合は、40万円の給付となります。

### 鶴岡市飲食店等緊急支援金概要

（詳細は本手引き「II 給付要件」「III 申請手続き等」を必ずご確認ください。）

#### 【対象事業者】

鶴岡市内に給付対象となる飲食店等（「II 給付要件」に記載）の店舗を営んでいる事業者で下記の各号いずれにも該当する事業者（※市内に対象となる飲食店があれば市外に本社があっても給付対象となります）

- (1)交付申請時点において、給付対象店舗の営業を支援金受給後も継続する意思を有する者
- (2)次のいずれにも該当しない者
  - ア 特定の政治団体と関わり、又は公序良俗に反する営業を行っている者
  - イ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者
- (3)市税の滞納がない者

#### 【支援金額】

要件を満たす飲食店等（「II 給付要件」に詳細記載）1店舗につき20万円

#### 【申請受付期間】

令和2年12月21日（月）から令和3年2月26日（金）まで【2月26日消印有効】

#### 【申請書類の提出】

感染拡大防止のため、原則郵送による申請にご協力ください。

※郵送による申請が困難な方は、持参でも受付いたしますが、感染拡大防止にご協力ください。

#### 【提出先・お問合先】

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号 鶴岡市役所5F  
食文化創造都市推進課内 鶴岡市飲食店等緊急支援金給付事務室  
電話0235-25-2111（内線582、583）

## II 納付要件

本支援金の対象となる飲食店等は下記の要件を満たす店舗となります。

### 【対象となる飲食店等】

次のいずれも満たす飲食店等が対象となります。

(1) 鶴岡市内の店舗（移動販売店舗は除く）であること

(2) 令和2年12月1日時点で営業していること

※令和2年12月1日時点で一時的に休業をしている場合は給付対象となります、廃業している又は廃業予定の場合は給付対象外となります。

(3) 食品衛生法第52条に規定する許可証（飲食店営業許可 喫茶店営業許可、  
そろざい製造業許可のいずれか）を受けていること

※申請時点で許可証が有効（有効期間内）であること

※原則、申請する店舗に係る上記許可を受けた者（法人にあっては法人の代表者、個人にあっては個人事業主）が対象事業者（本支援金を申請できる者）となります。

※申請者と営業許可を受けた者が違う場合は、理由、状況等の確認を行う場合がございます。

(4) 日本標準産業分類に掲げる下記（i～iv）のいずれかに該当する店舗であること

- i 中分類58飲食料品小売業（セルフサービス方式の小売及び売り場面積250m<sup>2</sup>以上の店舗は除く）に該当する店舗
- ii 中分類76飲食店
- iii 中分類77持ち帰り・配達飲食サービス業
- iv 中分類79その他の生活関連サービス業のうち細分類7962結婚式場業

(5) 業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」に沿って、感染拡大防止対策を実施していること

※業種ごとの感染拡大防止ガイドラインについては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室で定めている「業種別ガイドライン」を参照すること

※一時的に休業されている場合については、感染防止対策に取組んでいるものと見なします。

#### 《対象となる店舗例》

専門料理店（日本料理店、イタリア料理店など）、寿司屋、居酒屋、レストラン、ラーメン店、カフェ、バー、スナック、弁当店、惣菜店、宅配専門店（ピザ、寿司等）、パンケットルームを備えている結婚式場、パン屋、洋菓子屋、和菓子屋、仕出し店（鮮魚店や精肉店における仕出しの場合でも上記(3)で規定する許可証を受けている場合は対象）等

#### 《対象外となる店舗例》

コンビニエンスストア、スーパー・マーケット、移動販売店舗、旅館・ホテル、カラオケ店 等

### **III 申請手続き等**

#### **1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法**

- (1) 鶴岡市公式ホームページ【ダウンロード】
- (2) 鶴岡市役所5F 502会議室内 本支援金事務室内【書面配布】

#### **2 申請書類の提出**

「別表1」に規定する書類を全て提出してください。

- ※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
- ※ 申請書類は返却いたしません。

#### **3 申請受付期間及び受付方法**

##### **(1) 申請受付期間**

令和2年12月21日（月）から令和3年2月26日（金）まで 【2月26日消印有効】

##### **(2) 申請受付方法**

感染症の拡大防止のため、郵送による申請に御協力ください。

※ 郵送による申請が困難な方は持参でも受付しますが、感染拡大防止に御協力ください。

※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

**【提出先】**

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号 鶴岡市役所5F 食文化創造都市推進課内  
鶴岡市飲食店等緊急支援金給付事務室 宛て

※ 切手（料金不足に注意）を貼付、封筒に差出人の住所及び氏名を必ず御記載ください。

#### **4 給付の決定**

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められた場合に支援金の給付を決定します。

※ 申請内容に不明な点があれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

#### **5 給付決定の通知等**

申請書類の審査の結果、支援金を給付する又は給付しない旨の決定をしたときは、後日、給付決定通知書又は不給付決定通知書を発送します。

※ 申請書の提出後1か月を経過しても通知等がない場合は、お手数ですが担当まで御連絡ください。

### **IV その他**

- 1 本支援金の給付決定後、給付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、鶴岡市は本支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返還することとなるとともに、事業者名を公表することができます。
- 2 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、鶴岡市は、対象となる施設の感染防止の取組に係る実施状況、運営実態等に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることができます。
- 3 申請書類に記載の情報を公的機関（保健所・税務当局・警察等）に提供する場合がありますので同意の上申請願います。

## 1 鶴岡市飲食店等緊急支援金 申請書類について

※申請にあたっては、次の全ての書類が必要となります。

### ①鶴岡市飲食店等緊急支援金 交付申請書兼請求書（様式第1号）

- 用紙は、市HPからダウンロード可能です。
- 市役所5F502会議室「鶴岡市飲食店等緊急支援金 事務室」に用紙設置

### ②確認・同意書（様式第2号）

- 用紙は、市HPからダウンロード可能です。
- 市役所5F502会議室「鶴岡市飲食店等緊急支援金 事務室」に用紙設置

### ③食品衛生法第52条に規定する許可証の写し

- 支援金を申請する給付対象店舗全ての許可証の写しが必要となります。
- 許可証の有効期間の確認をお願いします。有効期間切れの許可証の場合は対象外となります。
- 許可証（許可を受けた事業者）に記載の事業者と申請者は原則同一となります。許可を受けた者と申請者が違う場合は電話等により、内容確認させていただくとともに、場合によっては再提出、または不給付となる可能性があります。

### ④振込先口座が確認できる通帳の写し

- 上記①の申請書に振込先口座を記入していても必ず通帳の写しを忘れずに添付してください。
- 通帳の写しは必ず「振込先名義人」「支店番号」「口座番号」「口座種類」の記載されている箇所のものを添付してください。

### ⑤申請者確認書類

【法人の場合】令和元年分の確定申告書の写し又は法人登記「営業届」

【個人事業主の場合】公的身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカードなど写真付きのもの）

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※記入例等を参照いただき、不備のないようお願いいたします。

※申請書類の返却はいたしません。

## 2 申請書提出先

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号 鶴岡市役所5F  
食文化創造都市推進課内 鶴岡市飲食店等緊急支援金給付事務室 宛て  
電話0235-25-2111（内線582、583）

- ※ 感染拡大防止のため、郵送での申請に御協力ください。
- ※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。
- ※ 郵送料の不足にご注意ください。